

農業者の主体性と意欲的な営農の展開条件 —秋田県大潟村の稲作農家を事例に—

The development condition of farmer's independence and aspiring farming

Case study of Akita "Ohagata-Village"

学籍番号 47-106763

氏名 仁平 裕之 (Nihira Hiroyuki)

指導教員 鬼頭 秀一 教授

1. 研究背景

日本の農業は衰退の一途をたどっている。1960年に比べ、農地面積は607万haから467haへ減少、農業就業人口は1196万人から252万人へ減少し、それに伴ってカロリーベースでの食糧自給率も79%から40%へと下落した。こうした変化は先進国であれば、どの国でも見られる現象である。しかし、日本の農業の問題点は、兼業農家の割合の高さであり高齢化が進んでいることである。専業農家割合は1960年の34.3%から22.6%に減少している。代わりに、第二種兼業農家の割合は、32.1%から61.7%へと増加した。また、日本の農業者の60%が65歳以上である。一方で、全国の農家の保有する平均農地面積は1.65haと、海外諸国と比べた場合、米国の120分の1、フランスの20分の1しかない。

こうした状況を総括すれば、日本の農業の現状として、食糧自給率40%という低い自給率であり、しかもこの40%の自給率を支えている全体の9割が、週末にしか農業をしないサラリーマンや退職後の余生で農作業を行っている小規模な農家であるのだ。

2. 先行研究と問の設定

戦後の農業は農業基本法の施行以降、近代化と共に歩んできた。こうした中で、農

業に関連する各研究分野においては、農業の発展を近代化に求めるか、そうではないあり方を求めるかという2つの傾向があった。農業経済学では、近代化を進める農政の施策の下で農業の生産力向上のため方法を研究し、農村社会学では、こうした近代化が農村社会に与える影響を見てきた。一方で、有機農業論や民族学では、非近代の農業の実践や伝統的な農村社会を研究してきた。また、近年では、農業衰退の理由を農業政策そのものに求める議論も盛んに行われている。

しかし、これまでの農業を捉える視点は、農業を巡る社会構造をマクロな視点から把握する研究を中心に行われ、こうした中で捉えられる農家像は、農業の近代化や農業政策の影響といった外部要因を受ける、受け手として捉えられてきたと言える。

そこで本研究では、農家は外部要因を常に受け取る側として見られてきたが、必ずしもそうなのか、主体的に農業に取り組んでいる農家・地域は、いかにしてそれが可能だったのか、農業の衰退と呼ばれている昨今、衰退に至らしめた要因はなにか、という3つの問を立て、これまであまり目を向けられることがなかった農家の主体性について検討を行うことを目指した。

3. 事例地の概要と選定理由

研究対象地として、秋田県大潟村を選定した。大潟村は、八郎潟干拓によって1964年に新しく作られた村であり、大規模機械化による水稲単一農業の実現が目指された。現在でも大規模農地による米を主体とした農業が行われ、村内には、農家が経営する米の集荷業者が数社設立されている他、有機栽培等も取り組まれており、付加価値の高い米作りと流通が行われている。一方で、村の歴史では、農政に反発する農家と従う農家が半数に分かれ、村内を2分した対立をしてきた。大潟村を事例地として選定理由は、特殊な大潟村という農村地域の研究を行うことで、一般的な農村の研究では着目され辛かった部分に光が当てられる可能性があること、農家が農政で2分していた状況下でどのように営農を行って来たのか、また、大潟村での様々な取り組みがどのように行われてきたのか経緯を探っていくことによって、農家が主体性といった視点が見やすくなると思ったからである。

4. 調査方法

ヒヤリングによる聞き取りと新聞の過去記事の収集により村の歴史を調査した。

- ・調査期間

2010年11月～2011年12月

- ・ヒヤリング対象者

入植農家、集荷団体、役場、農協

- ・新聞記事

秋田魁新報過去記事(1966年～1990年)

4. 大潟村の歴史

戦後の食糧難を受けて、八郎潟干拓が行われた。食糧増産、次男・三男対策などの

目的が変更される中で、農業基本法の理念を受けた大規模機械化の稲作単一経営を行う村として大潟村が立村する。1968年～1975年の間に入植試験を受け合格した農家589戸が入植し営農を行うが、米の過剰を受けて1975年からは、水田と畑を「概ね半々」による経営を「当面の間」行うとして国に農家が説得させられ田畑複合経営開始される。しかし、畑作では、減収になったことから、村ぐるみでの過剰作付が行われ2度の青刈り騒動が発生した。

2度目の青刈り後の1979年からは、村の中で畑作の本格的な実施がされるが、畑作の不作が毎年発生する中で、畑作で補助金を貰うことで営農を行いたい農家と、稲の作付を行うことで営農することを望んだ農家との間で、排水対策事業を巡って対立する。そして、1982年、1983年に起きた農家の農地買い戻しをきっかけに排水対策に反対した農家を中心に農事調停会が発足し作付問題の解決を目指して立ち上がる。また、同時に自主作付の実施による実力行使に出る。一方で、畑作を行う農家も自民党に掛けあい作付拡大を要求した。村の中での作付運動の機運の高まりによって、県と国と村による営農懇談会が1984年から開催され、知事の提案により自主作付農家の米の是正を条件に10ha水田認知拡大を実現。村が互助方式による是正をおこない10ha認知が1985年に認められたが、自主作付農家は作付上限に従う根拠はないとして、自主作付を続けたため大潟村に続く全ての道路で検問を実施し自由米として米が出ないよう措置をとる。また、自由米取引をおこなった農家を告発もされた。しかし、その年の暮れには検問が解除される。以後

も自主作付を行う農家は、自主作付を続け、作付問題が混迷化したため、1987年に作付を守る農家を増やすことを条件に12.5haの認知拡大を認める。しかし、事態は解決しなかった。また1988年には、自由米取引を行った農家が不起訴処分となったことから、自主作付派農家が白米の宅配販売や村の自由米ブランドを立ち上げ、大々的に自由米取引を行う。丁度、GATT交渉によって米の市場開放が叫ばれていた時期であり、15ha全面の水田認知拡大をして、作付問題を解決し、自由米取引を終息させようとする力が働く中で、1990年に15haすべての農地が水田として認められた。

15ha全面水田認知は認められたが、作付問題によって自主作付派と営農遵守派に村は2分し、食糧法で違法とされていた自由米取引の是非を巡って対立は残った。しかし、食糧法に法律が変わったことから対立の構図が解消するとともに、米価の下落が起きたことから、環境保全型農業による高付加価値な米の生産を軸に対立を乗り越えようとする動きを見せた。また、近年では、低米価の状況下で、制度参加へのメリットが増したため、戸別所得制度の開始を期に自主作付派農家が制度に参加する事態となっている。

5. 大瀧村の農家の行動

1975年に水田単作経営から田畑複合経営に変更され、水稻の作付上限が設定されて以降、作付上限を守りながらも以前と同様の収量を確保するゼブラ方式の実施や村ぐるみでの過剰作付による抵抗をみせ、青刈りによって屈してきた。

また、畑作の取り組みが本格化してから

は、ヘドロ土壌での不安定な畑作に見切りをつけ、自主作付に踏み切る自主作付派農家と、畑作を上手くこなしながら田畑複合経営農を確立する遵守派農家に分かれた。そして、こうした分化は入植以前に行ってきた経験や郷里との人のつながり、家族内にストックされた労働力などの要因を農家が自らの農家経営に最適化する過程を経ることによって起きた。

こうした中で、農村の相互監視機能による生産調整の確実な実施を意図した地域単位で掛けられる生産調整のペナルティを自主作付派に一方的にかけるなどの措置を行い対応をとってきた。そして、作付問題が先鋭化する過程で営農を巡り両者の間で激しい対立を引き起こしながらも、自主作付派の自由米の取り組み、有機栽培の取り組み、農協系統による米の宅配の開始と米の付加価値な生産・流通が開拓されてきた。また、低米価の現状下でこうした取り組みを発展させる形で、農業に関連する様々な取り組みが行われている。

6. 戦後の農業体制を映し出す作付問題

1975年以降、国や県は大瀧村に対し、一般農家と同じ立場に立って生産調整の実施し、大瀧村で水田転換による畑作の確立を率先して行うよう求め、田畑複合経営を強要してきたが、農政が生産調整などの施策を実行する際に想定した農家像が小規模兼業農家であったため、大瀧村の大規模専業農家との間に畑作による大幅な収入減という齟齬が生まれたこと、また地目が水田であるにも係わらず畑作を強要され、更に畑地部分には転作奨励金も出ないなどの不利な条件に置かれたことによって、結果とし

て作付問題が発生した。また、作付問題の発生に対して、大潟村への特例措置や作付上限の拡大による早期の問題が解決が図られず問題が放置されてきた。

このような大潟村への対応がなされた背景を見ていくと、「競争否定の平等主義」、「生産者優先主義」を標榜した国家社会主義的体制下の日本の農業の姿が見えてくる。それは、県内の農家と同じ立場に立つように求めたことや平等主義により大潟村の特殊性を加味せずに全国一律の政策の実行を行ってきた事実や、規模の面で絶対的な優位性を持つ大潟村に対し有利な措置を行うことが小規模兼業農家の切り捨てを意味し、作付上限の拡大が阻まれた事実から明らかになった。このように大潟村の作付問題は、日本の農業が国家社会主義体制下に置かれていた状況を映し出していた。また、こうした農業体制は、高米価を保障した一方で転作作物の細かい指定や地域の圧力を利用した生産調整の実施によって、兼業農家に主体的な営農を行わせる余地を与えなかったため農政や補助金への依存体質を強めることになった。

7. 結論

大潟村においては、国や県の一方向的な決定に対し、受容し、抗い、利用しながら主体的に農業を行う農家の姿主体的に営農を行う農家がいたことが明らかになった。

国の一方向的な作付上限の決定を受容しつつもゼブラ方式や転作の休耕を上手く利用することで、自らの経営にプラスにしようとしてきた。また、畑作の不利な条件下において、主体的に営農を行うことで、それぞれの営農スタイルを確立し、自由米など

の取り組みや有機栽培の米作りなどをしてきたといえる。

そして、こうした主体性は、全国一律的に実施する農政の想定した農家像と大潟村が合わずに生まれた齟齬が引き金となって発露された。また、それが可能であったのは、農業を職として選んで入植した農家の覚悟や自負心であり、入植者の集まりであったため農村の相互監視機能による生産調整の確実な実行を意図して行われた地域単位のペナルティの加算などの措置が無効化したからであり、この事実は、戦後の農業が置かれた国家社会主義的体制に大潟村が反発してきたが故に、主体性を失わずに営農を行うことができたことを示している。一方で、こうした体制下に多くの小規模兼業農家が絡みとられ意欲的な営農が行えない環境に置かれたことよって主体性を失いながら、現在まで温存され続けてきたが故に日本の農業が衰退したと言える。

また、一連の歴史を経て多様な農業の展開を見せている大潟村には、米の販売や有機栽培、畑作による複合経営化などを農家が実践してきたことによる知識と経験が蓄積されており、こうした知識と経験が共有されることによって、大潟村としての農業に係わる様々なリスクへの対応が可能となっており、結果として農家の生活を保障しつつある。

8. 参考文献

八郎潟新農村建設事業団 (1971) 八郎潟新農村事業団史, 八郎潟新農村建設事業団.
本間正義 (2011) 現代日本農業の政策過程 (総合研究 現代日本経済分析 3), 慶應義塾大学出版会.